

平成26年度

事業計画及び資金収支予算書

社会福祉法人

東村山市社会福祉協議会

平成26年度事業計画及び資金収支予算書 目次

社会福祉法人東村山市社会福祉協議会平成26年度事業計画

平成26年度事業計画方針

I	福祉のまちづくり事業	
1	地域福祉活動推進事業	2
2	啓発事業	4
3	ボランティアセンター	4
4	福祉教育活動の推進	6
5	高齢者生きがい事業	7
II	相談事業	
1	福祉なんでも相談所	8
2	中部地域包括支援センター（基幹型）	8
3	中部地域包括支援センター（地域型）	10
4	東村山市障害者地域自立生活支援センター	11
5	幼児相談室	14
6	福祉サービス総合支援事業	15
7	成年後見制度推進事業	16
8	低所得者・離職者対策事業	18
III	在宅福祉サービス事業	
1	訪問介護事業・介護予防訪問介護事業	19
2	居宅介護支援事業・介護予防支援事業	20
3	ふれあい事業	21
4	ガイドヘルパー派遣事業	22
5	手話通訳者派遣事業	23
6	移送サービス事業	25
7	車いす等短期貸し出し事業	25
IV	貸付事業	
1	生活福祉資金貸付事業	26
2	応急小口資金貸付事業	27
V	施設の運営	
1	東村山市福祉作業所	28
2	東村山市立社会福祉センター管理運営	30
VI	法人運営	
1	組織運営事業	32
2	計画推進・調査・広報・連絡調整	34
	東村山市社会福祉協議会組織及び職員数	36

社会福祉法人東村山市社会福祉協議会平成26年度資金収支予算

社会福祉法人 東村山市社会福祉協議会

平成26年度事業計画方針

いま地域においては、単身世帯のみならず複数世帯まで孤立死が広がり、引きこもり、自殺、虐待、悪徳商法による被害、経済的な困窮など社会的孤立による様々な生活課題が起こっている。地域のつながりが希薄化し、地域力が弱くなっている現状をみると、あらためて地域に目を向け、住民をはじめ、行政、専門職、ボランティア、市内関係機関や社協がネットワークを基盤にしての地域づくりが喫緊の課題となっている。

また、高齢者分野では、介護保険制度の改正で地域での対応をより一層推進していくことが打ち出され、そして障害者分野でも、日常生活及び社会生活を総合的に支援する施策が示されており、社会福祉協議会が実施しているまちづくりや相談事業などの役割がますます重要になってくると思われる。

平成26年度は、第4次地域福祉活動計画並びに社協発展・強化計画の3年目にあたり、昨年に引き続き計画の推進に努めなくてはならない。具体的には、「地域懇談会」を通して、地域の課題を明確化し、その解決に向けた活動に取り組めるよう、「地区活動計画」づくりを進めることである。同時に、地域のネットワークを基本にしながら、地域の福祉力が高まるよう、地域福祉コーディネーターの活動を推進していかなければならない。

また、市からの受託事業については、市との総合調整会議を経て、新たな地域のニーズに対応できるような事業のあり方を明確にして、事業を推進していく必要がある。

一方、組織運営面では、平成25年度末に2名の定年退職者があったが、数年前から始まった定年退職者も、ここで一区切りとなった。今年度からは、より自立した組織運営に向けた事務局体制となり、社協組織を挙げて事業の推進に取り組む必要がある。

特に、社協の自主財源については、組織財政検討委員会からの答申を経て、充実に向けた取り組みをしていかなければならない。

そして、市とのパートナーシップの確立に向けて設置してきた「総合調整会議」を継続し、市と社協の役割を明確にしつつ、地域福祉の充実に向けて取り組むことが必要である。

今後の地域の課題に対応できるような事業実施と横断的な組織運営の基で、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を目指していくものとする。

[重点目標]

- 1 第4次地域福祉活動計画並びに第4次社協発展・強化計画のさらなる推進
- 2 地域福祉コーディネーターの機能の確立と地域ニーズへの対応
- 3 新たな地域課題における社協機能の明確化
- 4 地域福祉を推進する社協と市の新たなパートナーシップの確立

I 福祉のまちづくり事業

事業名	地域福祉活動推進事業
事業形態	独自事業、市・補助事業
財源内訳 (人件費を除く)	会費、市補助金、共同募金配分金、基金利息 8,522 千円
担当係	まちづくり支援係
事業目的	地域の住民や様々な団体等と連携、協働しながら地域福祉活動を支援するとともに、職員は地域福祉コーディネーターの役割を担い、住み良い福祉のまちづくりを推進する。
具体的事業内容	1. 福祉協力員会活動の推進
	<p>《本年度の目標》</p> <p>福祉協力員会が地域福祉活動のネットワークの中心として、多様化するニーズに応じた活動が発展するよう支援を行う。また、活動しやすい環境を整備し、楽しく活動する仲間づくりを進め、協力員会を活性化する。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①地区長会を開催する。</p> <p>②福祉協力員研修を開催する。</p> <p>③13 町ごとの活動を支援する。</p> <p>町・丁目ごとの交流行事、ふれあい・いきいきサロン活動、ミニコミ紙発行、福祉カレンダーや研修会開催、長寿を共に祝う会開催、個人や施設・学校等へのボランティア活動、地域ネットワーク活動、福祉バザーへの協力、会員拡充、協力員拡充 等</p>
具体的事業内容	2. 地域ネットワーク活動の推進（発展計画関連事業）
	<p>《本年度の目標》</p> <p>各町で住民や団体、地域包括支援センター等と連携・協働し、地域懇談会の継続開催等を通じて地区活動計画づくりをすすめる。また社協他係との連携・協力をさらに進め安心・安全にくらせるようなネットワークづくりに参画する。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①地域懇談会を継続開催する。</p> <p>②地区活動計画づくりを通じて、高齢者の見守りや防災・防犯、あいさつ運動などの活動を推進する。</p> <p>③東村山あんしんネットワーク活動への参画。</p> <p>④地域包括支援センターとの定例会議の開催。</p>

具体的事業内容	3. 地域福祉コーディネーター業務の推進
<p>《本年度の目標》</p> <p>関係機関に呼びかけ、住民に働きかけながら、住民が主体となって地域における課題発見の仕組みづくりや、個別の課題を解決するための住民同士のサポートネットワークづくりに取り組む地域福祉コーディネーター業務を推進する。</p> <p>《事業内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> ①関係機関や団体との連携・協働 ②地域の課題を話し合う場づくりと参加 ③人材の発掘と活動内容の広報 ④課題発見のしくみと支援システムづくり ⑤課題解決と解決困難な課題への支援 ⑥ネットワークを活かし専門機関や社会資源につなげていく個別支援 ⑦地域で解決できない問題を解決するしくみづくり 	
具体的事業内容	4. 「ふれあいスペース・いっぷく」の運営（発展計画関連事業）
<p>《本年度の目標》</p> <p>南部エリア（栄町・萩山町）の社協活動拠点として展開すると共に、地域のふれあいと交流の場として活用することで、地域活動の促進を図る。</p> <p>《事業内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> ①「いっぷく運営連絡会」の充実とさらなる地域の活性化を目指す。 ②地域のネットワークを活かし、子どもから高齢者まで集えるようなつながりづくりの拠点としての企画を展開する。 	
具体的事業内容	5. 地域福祉活動の支援
<p>《本年度の目標》</p> <p>福祉活動に取り組んでいる当事者団体やふれあい・いきいきサロン、地域福祉活動を行っている市民活動団体、ボランティアグループなどの運営を支援し、活動の充実と発展をすすめる。</p> <p>《事業内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> ①下記助成の種類ごとに説明会を開催し、助成金を交付する。 <ul style="list-style-type: none"> 助成の種類 ・地域福祉活動助成 ・当事者団体助成 ・ふれあい・いきいきサロン運営費助成 ②福祉だよりやチラシ等のPRを通じて、住民へのより広い周知を行う。 ③活動のPR、アドバイスなどお手伝いし、活動を支援する。 ④サロン活動保険の加入・報告事務を行う。 ⑤講座・交流会の開催 	

事業名	啓発事業
事業形態	独自事業、市・補助事業
財源内訳 (人件費を除く)	会費、市補助金、共同募金配分金、基金利息 予算は地域福祉活動推進事業に含む
担当係	まちづくり支援係
事業目的	市民の福祉についての理解を深め、福祉意識を高める。
具体的事業内容	1. 障害者週間・福祉のつどい
<p>《本年度の目標》</p> <p>障害理解を深め、文化的な活動に参加するきっかけとする。実行委員の中から運営委員を選出し、実行委員がより主体性をもって企画・運営できるように支援する。</p> <p>《事業内容》①障害者施設、ボランティアグループ、地域住民等で実行委員会を設置する。②実行委員会の開催。③障害者週間・福祉のつどいの開催（施設紹介、作品展示&販売、コンサート、体験コーナー等）</p>	

事業名	ボランティアセンター
事業形態	独自事業、市・補助事業
財源内訳 (人件費を除く)	市補助金、事業収入、基金利息 1,742千円
担当係	まちづくり支援係
事業目的	市民一人ひとりの自発的な想い（何かやってみたい、役に立ちたい）と支え合いの力（連携したい、協力したい）をつないでいく。
具体的事業内容	1. ボランティア・市民活動相談
<p>《本年度の目標》</p> <p>ボランティアをしたい、ボランティアを依頼したい、新しくグループを立ち上げたいなどの相談に応じ、実際の活動につながるようコーディネートする。また、個別相談の対応に力を入れる。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①ボランティア活動・ボランティア要請に関する相談及び調整を行う。</p> <p>②個人及びボランティアグループに対する登録のリーフレットの見直し、作成を行う。</p> <p>③NPO・市民活動団体等の財源・助成金、拠点、備品、広報、事業内容等についての相談に応じる。</p> <p>④ボランティア登録、ボランティア保険等の案内及び手続きを行う。</p>	

具体的事業内容	2. 連携・ネットワーク
<p>《本年度の目標》</p> <p>ボランティア登録者、ボランティアグループ、福祉施設、NPO・市民活動団体、関係機関などの連携を図り、お互いが支え合える関係をつくる。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①ボランティアグループや NPO 団体の情報交換と交流の場として月 1 回ボランティアグループ懇談会を開催する。</p> <p>②ボランティアグループ懇談会の活動を支援する。 (情報冊子「ボランティアグループ一覧」の作成、ボランティアまつりの開催)</p> <p>③都及び市町村ボランティアセンターとの連携及び北多摩北部ブロック（武蔵野市、小平市、清瀬市、西東京市、東久留米市、東村山市）の連絡会へ出席し、共有課題の検討や情報交換を行う。</p> <p>④施設、関係機関のボランティア担当者対象のボランティア紹介の場を設ける。</p>	
具体的事業内容	3. 情報の収集・提供（発展計画関連事業）
<p>《本年度の目標》</p> <p>フェイスブック「ぼんたくんのまちづくり日記」を活用して、ボランティア情報を広く発信する。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①毎月 1 回ボランティアネットを発行する。</p> <p>②ボランティア活動情報を収集し、提供する。</p> <p>③気軽に利用でき、使いやすい福祉情報室の提供を行う。</p> <p>④福祉だよりでのボランティア情報の提供</p> <p>⑤ホームページ、フェイスブックによる情報発信</p>	
具体的事業内容	4. 災害ボランティアセンターの運営と地域防災活動への支援（発展計画関連事業）
<p>《本年度の目標》</p> <p>災害ボランティアセンター設置・運営訓練を行い、災害時の円滑な運営を目指す。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①災害ボランティアセンター設置・運営訓練を行う。</p> <p>②東村山災害スタボラ会との連携を強化する。</p> <p>③地域の防災活動等の支援を行う。</p> <p>④東日本大震災被災地と市内避難者の支援を行う。</p> <p>⑤災害ブログによる情報発信</p>	

具体的事業内容	5. ボランティア活動推進委員会の開催
<p>《本年度の目標》</p> <p>ボランティアセンターの運営・事業について関係機関やボランティア団体等の意見をもらい、活動の活性化を図る。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①ボランティア活動推進委員会の開催</p> <p>②ボランティア活動推進委員会のほかに、下記の小委員会を開催する。</p> <p>・ボランティア需給調整委員会 ・ボランティアネット編集委員会</p>	

事業名	福祉教育活動の推進
事業形態	独自事業、市・補助事業
財源内訳 (人件費を除く)	市補助金、事業収入、基金利息 予算はボランティアセンター事業に含む
担当係	まちづくり支援係
事業目的	身近な地域の生活課題に関心を持ってもらうために、住民一人ひとりが生活者として、福祉制度やサービスについての情報と知識を得られるように、子どもも含む地域住民の福祉学習の機会を促進する。

具体的事業内容	1. 青少年へのボランティア・福祉教育の推進(発展計画関連事業)
<p>《本年度の目標》</p> <p>福祉学習のプログラムを充実し、関係機関等と連携しながら地域で支え合える環境づくりに取り組む。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①福祉教育推進会を設置し、学校などでの福祉学習の新たな手法やプログラム・教材などについて検討する。</p> <p>②学校等で行われる福祉学習の相談・調整・支援を行う。</p> <p>③夏体験ボランティア事業の実施</p> <p>④化成小学校・白十字ホーム里孫活動、四中ホリデーネットワーク等の活動を支援する。</p>	

具体的事業内容	2. 担い手の育成(発展計画関連事業)
<p>《本年度の目標》</p> <p>ボランティアグループや NPO、関係機関等と連携し、「人材育成」を目的とした講座を開催する。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①ボランティアグループのつくり方講座</p> <p>②団塊世代向け講座(ステップ編)</p> <p>③障害者の支援ボランティア養成講座</p>	

事業名	高齢者生きがい事業
事業形態	市受託事業・独自事業
財源内訳 (人件費を除く)	市委託金 10,522千円
担当係	まちづくり支援係
事業目的	高齢者の社会参加と健康維持、介護予防を図り、いきいきとした生活が送れるよう支援を行う。また、高齢者が生きがいを持って暮らせる地域社会の形成を図る。
具体的事業内容	1. 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業（発展計画関連事業）
	<p>《本年度の目標》</p> <p>地域福祉活動、サロン活動を中心とした介護予防活動の情報収集・発信、活動支援、関係機関との連携、ネットワーク化を進める。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①いきいきサロン萩山の運営及び高齢者ふれあい・いきいきサロン活動の支援を行う。</p> <p>②憩いの家利用者を主な対象とした事業を実施する。</p> <p>③地域福祉活動を中心とした介護予防活動の情報収集・発信、関係機関との連携、ネットワーク化を進める。</p> <p>④健康長寿のまちづくり推進室の運営及び多目的講座室・印刷室の貸出を行う。</p>
具体的事業内容	2. 老人クラブ育成事業
	<p>《本年度の目標》</p> <p>地区協議会活動の支援を行い、市老連組織活動の充実を図る。</p> <p>《事業内容》</p> <p>高齢期の生活を豊かなものとするために、知識・経験を活かした活動を通じ、生きがいと健康づくりを進める。</p> <p>①市老人クラブ連合会事務局の運営及び活動支援を行う。</p> <p>②老人クラブ助成金の申請援助及び申請事務を行う。</p>
具体的事業内容	3. 敬老福祉啓発事業
	<p>《本年度の目標》</p> <p>長年にわたって社会に貢献してきた高齢者を敬い、その長寿を地域の方々と共に祝う。長寿を共に祝う会の今後について、市と調整を行う。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①各町の特色を活かして長寿を共に祝う会を開催する。(市共催)</p> <p>②小学生から米寿の方へ送る「児童から高齢者への手紙」事業を実施する。</p>

Ⅱ 相談事業

事業名	福祉なんでも相談所
事業形態	独自事業、市・補助事業
財源内訳 (人件費を除く)	社協会費、市補助金 87 千円
担当係	地域生活支援係
事業目的	様々な生活問題についての相談に応じ、問題の解決に向けて適切な専門機関につなぐ等の総合的な援助活動を展開する。
具体的事業内容	1. 福祉なんでも相談
<p>《本年度の目標》</p> <p>「福祉なんでも相談所」事業の検証を行い、今後について市と協議を行う。また、平成 27 年度から事業実施となる『生活困窮者自立相談支援事業等』についても積極的に情報収集し、社協内部及び市と協議を行う。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①福祉サービス等の情報を提供するとともに関係機関・団体等と連携しながら、資金貸付等の生活支援相談を実施する。</p> <p>②ハンディキャップを持つ人のための外出・旅行なんでも相談を実施する。</p>	

事業名	中部地域包括支援センター(基幹型)
事業形態	受託事業 (東村山市)
財源内訳 (人件費を除く)	市受託金 678 千円
担当係	高齢者支援係
事業目的	保健・福祉・医療の関係者の連携を促進し、地域におけるケアシステムを構築し、市内の地域包括支援センターを支援する。
具体的事業内容	1. 地域包括支援ネットワークの構築
<p>《本年度の目標》</p> <p>各地域包括支援センターの担当地域のネットワーク構築を支援する。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①地域包括支援センター活動の統括及び支援</p> <p>各支援センターの活動を統括し、必要に応じて各支援センター間及び市、その他関係機関との連絡調整を行う。</p> <p>まちづくり支援係との連携を強化し、各支援センターがまちの特徴を活かして取り組む、まちづくり・見守りネットワークの構築を支援する。</p>	

<p>包括支援センターの機能として、包括的・継続的ケアマネジメントが推進できるよう相談員研修を実施する。</p> <p>②地域ケア会議の開催 高齢者の地域ケアに従事する関係者が集まり、事例検討を行うことで、市内の包括支援ネットワークを構築する。</p> <p>③社会資源ネットワークの構築 居宅介護支援事業者連絡会、訪問介護事業者連絡会、通所サービス事業者連絡会、訪問看護ステーション連絡会の各事務局を担当し、それぞれの自主的な活動を支援することで介護保険事業者のネットワークを構築する。</p> <p>④地域包括支援センター研究協議会の開催</p>	
具体的事業内容	2. 包括的・継続的ケアマネジメント（地域ケア支援）
<p>《本年度の目標》 地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①包括的・継続的なケア体制の構築 施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、地域の介護支援専門員と関係機関の間の連携を支援する。</p> <p>②介護支援専門員への支援 資質向上のための研修会を実施する。また事例検討会を開催し、支援困難事例等について具体的支援方法を検討・指導助言等を行う。</p> <p>③介護保険サービス従事者への支援 介護保険事業者連絡会と連携し、サービス従事者の資質向上を目的として、事例検討会や各種研修会を開催する。</p>	
具体的事業内容	3. 家族介護者支援及び広報啓発
<p>《本年度の目標》 高齢者を介護する家族介護者の福祉を増進する。また市民に対して支援センターの活動を周知する。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①家族介護者教室の開催</p> <p>②家族介護者の集い『らくらっく』を支援する。</p> <p>③介護予防教室の開催</p> <p>④各種情報の収集と提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民に対して各種サービスや社会資源の情報提供を行う。 ・支援センターの業務内容や介護保険制度、介護予防に関する情報などを地域へ提供する。 	

事業名	中部地域包括支援センター(地域型)
事業形態	受託事業(東村山市)
財源内訳 (人件費を除く)	市受託金、介護保険収入 2,899千円
担当係	高齢者支援係
事業目的	高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続できるように保健・医療・福祉をはじめ様々なサービスを必要に応じ、総合的・継続的に提供し、地域における包括的な支援の実現を図っていく。
具体的事業内容	1. 総合相談支援・権利擁護
<p>《本年度の目標》 相談員の専門性を高め、様々な相談に、より一層、迅速かつ適切に対応していく。</p> <p>《事業内容》 ①高齢者のニーズを把握し、適切なサービスや機関に繋げる等、総合相談支援を行う。 ②権利擁護事業や成年後見制度等を活用し、高齢者の虐待防止や権利擁護を図る。 ③ネットワークシステムへの入力によりケースの実態把握・情報管理を行う。</p>	
具体的事業内容	2. 地域包括支援ネットワークの構築
<p>《本年度の目標》 様々な関係機関や住民との連携を強化し、高齢者が安心して暮らせる地域作りを行う。</p> <p>《事業内容》 ①まちづくり支援係と定期的な会議を行い、地域課題を発見し、解決への道筋を作る。 ②定期的に出張相談会を行い、包括の周知を図ると同時に、様々な関係機関や住民との連携を強化する。 ③①②の情報を活かしながら、見守り専任職員を中心として、高齢者見守りネットワークを構築していく。</p>	
具体的事業内容	3. 包括的・継続的ケアマネジメント
<p>《本年度の目標》 地域の保健・医療・福祉分野の関係者の連携・協働の強化。</p> <p>《事業内容》 ①包括的・継続的なケア実施のため、介護支援専門員と関係機関の連携の支援を行う。 ②個別指導、事例検討会の開催等により、介護支援専門員への指導助言等を行う。</p>	
具体的事業内容	4. 介護予防ケアマネジメント
<p>《本年度の目標》 要支援者および二次予防対象者に健康維持・改善が図れるようなプログラムを提供、要介護状態にならないよう支援していく。</p>	

<p>《事業内容》</p> <p>①二次予防事業対象者に対し介護予防プログラム実施の呼びかけと予防ケアマネジメントの実施を行う。</p> <p>②要支援認定を受けた方に対し、介護予防ケアマネジメントを実施する。</p>	
具体的事業内容	5. 広報啓発
<p>《本年度の目標》</p> <p>地域包括支援センターの周知に努め、住民の介護予防の意識向上・知識普及を図る。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①出張相談会・介護予防教室・認知症サポーター養成講座・出前講座等の開催により、介護予防知識の普及に努める。</p> <p>②定期的に広報紙を発行し(季刊;年4回)、民生委員・自治会・サロン・公共施設・福祉協力店等に配布する。</p>	
具体的事業内容	6. 実習生の受け入れ
<p>《本年度の目標》</p> <p>包括支援センターの業務全般について理解しやすいプログラムを提供する。</p> <p>《事業内容》</p> <p>大学等からの依頼により実習生を受け入れることで、人材育成に寄与する。</p>	

事業名	東村山市障害者地域自立生活支援センター
事業形態	受託事業(東村山市)
財源内訳 (人件費を除く)	市受託金 1,982千円
担当係	地域生活支援係
事業目的	市内在住の障害者・児およびその家族が地域で安心して暮らせるよう支援すること
具体的事業内容	1. 相談・支援事業
<p>《本年度の目標》</p> <p>多様化する相談に対し、地域のネットワークを活用しながら解決につなげる。</p> <p>《事業内容》</p> <p>(1) 一般相談支援</p> <p>地域で安心した暮らしを送れるよう、各種相談に応じる。その中で継続した支援が必要な方へは、定期的な面接や家庭訪問、同行等の援助、情報の収集と提供、関係機関や他事業と連携した支援を行う。</p> <p>指定一般相談支援事業所として地域相談事業(地域移行支援、地域定着支援)の実施に向けた調整を行う。</p>	

①基本相談支援

i) 日常生活の支援

地域生活のための具体的な情報提供や、生活の組立て、生活上の人間関係・家族関係等の相談・調整助言等。

ii) 福祉サービスの利用支援

福祉制度やサービスの情報提供・利用支援、制度外の地域サービスの紹介・利用支援、施設や作業所の紹介、専門機関の紹介、申請・契約の援助等。

iii) 制度の利用支援

障害年金や各種手当、障害者手帳等の申請支援。

iv) 社会参加の支援

引きこもりがちの方へ、将来のガイドヘルパー利用や作業所等への通所施設につなげていくための訪問や同行支援。

②地域相談支援

指定一般相談支援事業所として地域相談事業（地域移行支援、地域定着支援）の実施に向けた調整を行う。

i) 地域移行支援

病院や入所施設から退院・退所し、地域生活への移行を目指す方を対象に、病院や施設と連携しつつ地域移行計画を作成し、地域生活への移行を支援する。

ii) 地域定着支援

病院や施設から地域生活へ移行したが、地域での生活に不安の残る方を対象に、定期的な訪問を行うとともに、携帯電話の利用によって24時間の連絡体制を確保し、緊急時には職員が訪問する。

(2) 虐待の相談窓口

地域で生活する障害者の尊厳を守るため、虐待についての相談を受ける。虐待のおそれのあるときは、市と連携しながら対応する。

具体的事業内容

2. 本人活動・交流活動

《本年度の目標》

障害のある方を対象に、気軽に参加できる余暇活動や交流の場を提供する。

《事業内容》

①日曜くらぶ

主に知的障害や身体障害のある障害者を対象に、余暇活動支援を主な目的とした活動を実施する。

②おしゃべり会

身体障害や難病を抱える方を対象に、日常生活課題等の意見や情報交換、交流を行う場を提供する。

③社協内部や他団体等の協力による、地域活動への移行を検討する。

具体的事業内容	3. 知的障害児余暇活動の実施
<p>《本年度の目標》 法内サービスの整備に伴い、現在のこどもくらぶ利用児童・生徒がスムーズに移行できるように支援する。</p> <p>《事業内容》 近隣の特別支援学校に通っている児童・生徒の放課後余暇活動の充実を図るため、保護者、ボランティアと協力しながら余暇活動を実施する。</p> <p>①こどもくらぶ 知的障害や自閉症を抱える児童を対象に放課後の居場所として実施。 実施日・内容については内規で定める。</p> <p>②三期休暇くらぶ 夏休み、春休み期間中に、日帰りバスハイクなどの行事を開催。</p>	
具体的事業内容	4. 関係機関とのネットワーク活動（発展計画関連事業）
<p>《本年度の目標》 より一層の連携体制の構築を目指す。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①居宅支援事業者交流会 困難ケースの対応についての研修や、障害者福祉制度の学習、事業についての情報交換等を目的に、市内を事業範囲とする居宅支援事業者の交流会を実施する。</p> <p>②東村山あんしんネットワーク（再掲） 「障害のある方が地域で安心して生活すること」を目的に、地域の関係団体、機関、市民グループなどの参加と協力を得ながら、会議を開催し、検討する。 今年度も引き続き、社協内で横断的に事務局を組織し、取り組む。</p> <p>③各種会議・行事への参加</p> <p>i) トトロの会（グループホーム・スタッフ連絡会） 知的障害のグループホーム・スタッフとの情報交換を行い、円滑な地域生活支援を行う。</p> <p>ii) 東村山市精神保健福祉ケア検討会、障害者週間 福祉のつどい実行委員会、地域関連団体連絡会（都立清瀬特別支援学校主催）、北多摩北部圏域相談支援事業者連絡会（都主催） 他</p>	

具体的事業内容	5. 情報提供・広報・啓発活動
<p>《本年度の目標》</p> <p>るーとの事業や自立支援法、制度、サービスの情報などを発信し、障害のある方の地域生活を支援する。また、一般の市民の方への啓発につなげる。</p> <p>《事業内容》</p> <p>① 広報紙「るーと便」・るーと紹介パンフレットの発行</p> <p>② ホームページの運営</p>	
具体的事業内容	6. 運営連絡会の開催
<p>《本年度の目標》</p> <p>東村山市障害者自立支援協議会の開催に併せて、本連絡会のあり方を検討する。</p> <p>《事業内容》</p> <p>市内の関係機関、施設、団体から選出された委員による会議を年 2 回開催し、相談支援活動から見える地域課題等、事業実施状況の報告や事業運営のあり方について意見交換を行い、円滑な事業運営を図る。</p>	

事業名	幼児相談室
事業形態	市受託事業（東村山市）
財源内訳 (人件費を除く)	市受託金 3,184 千円
担当係	幼児相談室
事業目的	<p>地域ケアの理念に基づき、就学前の子ども達（0～6 歳）がその持つて生れた力を十分に発揮して心身共に健やかに成長できるよう、親子に対して専門的に援助する。</p> <p>また、そのために関係機関と連携し、市内の人的・社会的資源を活用して、子どもを取り巻く環境に働きかけて問題発生の予防的役割を果たし、障害や問題の軽減に向けた働きをする。</p>
具体的事業内容	1. 乳幼児に関わる専門的サービス
<p>《本年度の目標》</p> <p>子育て家族および子どもに関する多様な相談に適切に対応できるようにし、母子保健事業や子ども家庭支援センター、保育園、幼稚園、療育機関等との連携・調整も強化する。</p> <p>《事業内容》</p> <p>① 経続相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 親へのカウンセリング、子どもへの遊戯療法、課題別グループ活動 ・ 進路に関する情報提供 ・ 子どものアセスメント（心理的査定） 	

<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門医（小児神経科医）による診察 ・ 音楽療法 ・ ケースカンファレンス（含インテーク会議）
<p>②保育園、幼稚園等乳幼児関連施設への訪問相談</p> <p>親や施設からの要請に応じて施設を訪問し、現場の保育活動に基づき施設職員と話し合い、各々の子どもがより適切な保育を受けられるよう援助する。</p>
<p>③関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成長に伴い変わるニーズに合ったサービスが受けられるよう、市の各関係所管や関係医療機関、福祉施設等と連絡・調整を行う。 ・ 障害児保育において、定例的な障害児保育入園面接・振り返り面接に専門的な立場で同席し、子どもがより適切な保育を得られるよう援助する。その他必要に応じて、保育園での子どもの変化を共有するためにケースカンファレンスを行う。 ・ 就学相談では教育委員会の就学支援委員会にメンバーとして参加し、子どもとその家族がより適切な相談を受けられるよう協力する。 ・ 市の乳幼児期の健診（乳児健診、1歳半健診、3歳児健診）から幼児相談室へ紹介されるケースが多くあり、継続相談となる。市の発達健診には常任スタッフとして参加する。 ・ ケア担当者連絡会（障害児等のケアに携わる市内乳幼児関連施設、機関の実務者の集まり）の運営に携わり、各関係機関のスタッフに対して専門的に支援する。
<p>④地域活動支援</p> <p>子育て支援に関わる地域住民活動やFOUR WINDS東村山（乳幼児精神保健学会）の活動の支援を行う。また、講演会等を開催する。</p>

事業名	福祉サービス総合支援事業(地域福祉権利擁護事業含む)
事業形態	市受託事業、東社協受託事業
財源内訳 (人件費を除く)	市受託金、東社協受託金、利用料収入 2,277千円
担当係	権利擁護係
事業目的	福祉サービスに関する利用相談・苦情対応、判断能力が不十分な方の権利擁護相談、成年後見制度の利用相談などの支援を総合的・一体的に受けられるようにすることで、要援護者の権利を擁護し、地域での生活を支援する。
具体的事業内容	1. 利用者支援
《本年度の目標》	幅広い利用者からの相談に適切に対応できるよう、専門職団体等との連携・調整を強化する。

《事業内容》 ①福祉サービス利用についての苦情対応 ②判断能力が不十分な方の権利擁護相談 ③成年後見制度の利用相談	
具体的事業内容	2. 福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）
《本年度の目標》 対象拡大事業の具体的整備について市所管と協議する。 《事業内容》 ①地域福祉権利擁護事業 判断能力の不十分な方を対象にして、福祉サービス利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービスを行なう。 ②対象拡大事業 判断能力を有する要支援・要介護高齢者及び身体障害者等にも対象を拡大する。	
具体的事業内容	3. 苦情対応専門相談
《本年度の目標》 関係機関に向けて苦情対応窓口の一層の周知を図る。 《事業内容》 ①苦情及び権利擁護相談に関して専門相談員（弁護士）が専門的見地から助言を行う。	

事業名	成年後見制度推進事業
事業形態	受託事業（東村山市）
財源内訳 （人件費を除く）	市受託金 1,173千円
担当係	権利擁護係
事業目的	判断能力の低下または喪失により、自らの財産管理や日常生活を営むことが困難な場合に、地域で安心して生活を継続できるように成年後見制度の積極的な活用を図る。推進機関としての役割期待に応え、市との連携を強化し、福祉サービス総合支援事業と一体的な事業運営を行う。
具体的事業内容	1. 広報・PR
《本年度の目標》 関係者や家族、市民向けに研修会や講演会を開催し、成年後見制度のさらなる理解と周知を図る。 《事業内容》 ①対象別関係者向け研修会の開催 ②家族向け学習会・相談会の開催	

③市民向け講演会の開催	
④出前講座の活用	
具体的事業内容	2. 地域ネットワークの活用
<p>《本年度の目標》</p> <p>本人が地域で安心して暮らせるように、様々な地域社会資源とのネットワーク構築、活用を図る。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①地域住民活動との連携</p> <p>②後見支援ネットワーク会議の開催</p> <p>③高齢者虐待防止ネットワークへの参画</p> <p>④高齢者あんしん見守り活動への参画</p> <p>⑤東村山あんしんネットワークへの参画</p>	
具体的事業内容	3. 後見人等サポート
<p>《本年度の目標》</p> <p>親族後見人等の組織化に向けて座談会を開催する。専門職団体との連携を強化する。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①後見人等からの相談対応</p> <p>②親族後見人等座談会の開催</p> <p>③専門職団体との連携・業務連絡会の開催</p>	
具体的事業内容	4. 市民後見人の養成・活用に関する検討（発展計画関連事業）
<p>《本年度の目標》</p> <p>社協発展・強化計画の重点事業である「市民後見人の養成・活用」実施に関する具体的取組みをすすめる。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①成年後見制度に係る事業検討委員会報告書に基づく事業実施体制の構築</p> <p>②市所管との定例協議</p> <p>③運営委員会への提案・報告</p>	
具体的事業内容	5. 法人後見・法人後見監督に関する検討（発展計画関連事業）
<p>《本年度の目標》</p> <p>社協発展・強化計画の重点事業である「法人後見・法人後見監督」実施に関する具体的取組みをすすめる。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①成年後見制度に係る事業検討委員会報告書に基づく事業実施体制の構築</p> <p>②市所管との定例協議</p> <p>③運営委員会への提案・報告</p>	

具体的事業内容	6. 委員会等会議体の運営
<p>《本年度の目標》</p> <p>各種会議体を定例・随時開催する。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①運営委員会</p> <p>②初期相談窓口ネットワーク会議</p> <p>③ケース検討会議</p> <p>④後見支援ネットワーク会議</p>	

事業名	低所得者・離職者対策事業
事業形態	受託事業（東村山市）
財源内訳 （人件費を除く）	市受託金 1,096 千円
担当係	地域生活支援係
事業目的	低所得者や離職者が安定した生活ができるよう、関係機関と連携しながら相談・支援を行う。

具体的事業内容	1. 受験生チャレンジ支援貸付事業
<p>《本年度の目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関へ適宜周知を行う。 ・ 関係機関と連携を図りながら貸付相談に適切に対応する。 <p>《事業内容》</p> <p>①学習塾等の受講料や受験料の貸付相談、申請事務</p> <p>②市内の中学校、高校、学習塾等へのPR</p> <p>③独自パンフレットの作成</p>	

具体的事業内容	2. 低所得者・離職者相談事業
<p>《本年度の目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関と連携・調整を図りながら相談・支援を行う。 ・ 各種事業に関する事業周知および他制度の情報収集として関係機関との顔合せを実施する。 <p>《事業内容》</p> <p>常設相談窓口を設置し、相談員を配置して各種機関（ハローワーク、東京しごとセンター等）の制度案内や生活相談を行う。</p>	

Ⅲ 在宅福祉サービス事業

事業名	訪問介護事業・介護予防訪問介護事業
事業形態	独自事業（介護保険事業）
財源内訳 （人件費を除く）	介護保険収入、私的契約利用料収入 2,176千円
担当係	高齢者支援係
事業目的	介護保険制度で要支援、要介護と認定された方を対象に、居宅介護計画に基づき訪問介護員を派遣し、生活支援・介護サービスを提供することにより高齢者の在宅生活を支援する。
具体的事業内容	1. 訪問介護・介護予防訪問介護
<p>《本年度の目標》</p> <p>昨年に引き続き介護の担い手である登録ヘルパーの増員を図り、事業所の基盤を整えつつヘルパーひとりひとりが資質の向上に努め、困難なニーズにもできる限り応じられるような事業を展開する。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①援助計画の作成 居宅サービス計画に基づいて、訪問介護利用者の援助計画を作成する。</p> <p>②訪問介護員の派遣調整 援助計画に基づいて、訪問介護員の派遣調整を行う。</p> <p>③訪問介護の提供 訪問介護員により、訪問介護サービスを提供する。</p> <p>④他事業所、専門機関との連携 利用者の支援に関わる他の事業所、専門家等と連携し、適切な役割分担と協働によって利用者の在宅生活を支援する。</p> <p>⑤従事者研修 外部研修や連絡会主催の研修に参加し、サービス提供責任者の資質向上に努める。登録訪問介護員の資質向上を図るため、事業所内研修を開催する。また、連絡会主催の研修に積極的に参加する。</p> <p>⑥会議の開催及び参加 ケース会議、ヘルパー会議、介護支援専門員とのケア担当者会議を開催する。</p> <p>⑦訪問介護事業者連絡会 東村山市訪問介護事業者連絡会に加入し、事業者間の情報交換、相互の連携、訪問介護員の研修等の活動に参加する。</p> <p>⑧実習生の受入 訪問介護実習を受け入れることで、訪問介護員の養成に寄与する。</p>	

事業名	居宅介護支援事業・介護予防支援事業
事業形態	独自事業（介護保険事業）
財源内訳 （人件費を除く）	介護保険収入、受託金（予防プラン作成） 1,692千円
担当係	高齢者支援係
事業目的	介護保険制度で要介護と認定された方を対象に、介護支援専門員（ケアマネジャー）が居宅サービス計画を作成しケアマネジメントの提供を行うことで、地域の中で安心した生活が送れるよう支援する。
具体的事業内容	1. 居宅介護支援、介護予防支援
<p>《本年度の目標》</p> <p>地域の中でその人らしい安心した生活が続けられるよう、自立支援の視点から介護保険制度だけでなくあらゆる社会資源を動員したプランを作成し、もって利用者の意向を最優先したケアマネジメントの展開に努める。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①ケアマネジメントの実施</p> <p>ケアマネジャーが利用者の依頼に基づいて家庭を訪問し、心身の状態や生活の状況全般を把握し、生活上のニーズを明らかにする。明らかになった生活ニーズを解決するため本人の同意を得て居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービスの調整を行う。提供されるサービスの実施状況を定期的にモニタリングし、ニーズとの適合性を把握する。その結果、必要に応じてサービス計画の変更や、サービスの再調整などを行い、地域での継続的な生活を支援する。また、本人の利用する介護保険サービスの適切な給付管理を行う。</p> <p>②介護予防ケアマネジメント業務の受託</p> <p>必要に応じて、地域包括支援センターより介護予防ケアマネジメント業務の委託を受け、要支援者のアセスメントから給付管理までを一体的に実施する。</p> <p>③研修</p> <p>介護支援専門員研修、居宅介護支援事業者連絡会主催の研修、その他必要な研修に参加し資質の向上に努める。</p> <p>④居宅介護支援事業者連絡会</p> <p>東村山市居宅介護支援事業者連絡会に加入し、事業者間の情報交換、相互の連携、介護支援専門員の研修等に参加する。</p>	

事業名	ふれあい事業
事業形態	独自事業
財源内訳 (人件費を除く)	指定寄付金(一円貨募金)、募金配分金 2,546千円
担当係	高齢者支援係
事業目的	虚弱な一人暮らしの高齢者を対象に安否確認のための訪問や孤独感緩和のための電話訪問を行う。
具体的事業内容	1. ひとり暮らし高齢者等ふれあい訪問事業
	<p>《本年度の目標》</p> <p>民生委員、地域包括支援センター等と連携し、安否確認事業としての精度を高め、市内で増えつつある見守りネットワークの一翼を担う。</p> <p>《事業内容》</p> <p>身体が不自由、虚弱、精神的不安がある等、安否確認が必要なひとり暮らし高齢者等の方に、乳酸菌飲料を定期的(月、水、金曜日)に配布することで、安否確認及び生活状況の把握を行う。</p>
具体的事業内容	2. ひとり暮らし高齢者等ふれあい電話訪問事業
	<p>《本年度の目標》</p> <p>電話訪問員が、利用者の日常生活がより豊かになるような会話を心がけ、これまで以上に気持ちを傾聴し、受け止めることができるよう努める。</p> <p>《事業内容》</p> <p>ひとり暮らしの高齢者等に、電話訪問員が定期的(週1回)に電話訪問を行い、日常生活上の会話を通じて孤独感の緩和を図る。年に1回、訪問員と利用者が一堂に会する「ふれあい電話訪問交流会」を実施する。また、資質の向上のため電話訪問員の研修会を開催する。</p>

事業名	ガイドヘルパー派遣事業
事業形態	独自事業（自立支援法事業）
財源内訳 （人件費を除く）	自立支援費等収入、事業収入（ガイドヘルパー養成講座参加費） 4,042千円
担当係	地域生活支援係
事業目的	屋外での移動が困難な視覚障害者(児)にガイドヘルパーを派遣し 外出支援、情報提供、代読代筆を行う。
具体的事業内容	1. ガイドヘルパー派遣調整
<p>《本年度の目標》 事業実施上の課題解決に努め、円滑な事業運営を目指す。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①利用援助計画(移動支援・同行援護・居宅介護事業費) ②派遣の調整(予約状況に合わせてヘルパーを調整) ③サービスの提供（利用者の状態に合わせた支援）</p>	
具体的事業内容	2. ガイドヘルパーの養成講座
<p>《本年度の目標》 事業の周知と併せて養成講座を開催し、ガイドヘルパーの確保に努める。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①同行援護のガイドヘルパー養成講座を開催する。 ②事業の広報・周知を行う。</p>	
具体的事業内容	3. 研修等
<p>《本年度の目標》 研修等を通じてガイドヘルパーの資質の向上を図る。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①ガイドヘルパー現任研修会（年2回） ②業務報告会（年2回）</p>	

事業名	手話通訳者派遣事業
事業形態	受託事業（東村山市）
財源内訳 （人件費を除く）	市受託金 3,735千円
担当係	地域生活支援係
事業目的	聴覚障害者のコミュニケーション保障と広範な社会参加を支援。 そのために必要な手話通訳者、ボランティアの養成をし、手話通訳者を派遣する。 聞こえに不自由な人が地域で安心して生活できるよう相談を受け関係機関と連携して支援する。
具体的事業内容	1. 利用者支援
	<p>《本年度の目標》</p> <p>聴覚障害者が不明なこと困ったことがあった時、いつでも手話で相談できる環境作り、またその必要性の周知に努める。</p> <p>《事業内容》</p> <p>聴覚障害者が安心して社会生活・職業生活を送れるよう相談を受け、必要な社会資源等の情報を提供する。また、聴覚障害者を取り巻く地域・職場との調整に努める。高齢聴覚障害者が他の制度等（介護保険、成年後見等）の利用にあたって不利にならぬよう、情報保障とともにコミュニケーションの支援をする。</p>
具体的事業内容	2. 手話通訳者の派遣・調整
	<p>《本年度の目標》</p> <p>派遣にあたっては、聴覚障害者・手話通訳者個々人の持つコミュニケーション技術等を勘案しながら通訳者を調整する。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①利用者よりFAX、メールで利用依頼をうける。</p> <p>②登録通訳者へ活動の調整を行い、決定した通訳者を依頼者に伝える。担当通訳者に会議等の資料を調達し、主催側に通訳者への配慮を依頼するなど事前準備をする。</p> <p>③依頼者、通訳者双方に振り返りを促し、制度のブラッシュアップの糧とする。</p>
具体的事業内容	3. 手話通訳者等の養成
	<p>《本年度の目標》</p> <p>手話通訳者・手話ボランティアの、より効率的な養成をめざし、手話講習会運営委員会と協働して手話講習会のあり方を検討する。</p>

<p>《事業内容》</p> <p>手話講習会の開催。</p> <p>①入門クラス 30 回（昼夜各 1 クラス）</p> <p>②基礎クラス 30 回（夜）</p> <p>③通訳応用クラス 20 回（昼）</p> <p>④通訳養成クラス 20 回（昼）</p>	
<p>具体的事業内容</p>	<p>4. 中途失聴・難聴者のための手話講習会</p>
<p>《本年度の目標》</p> <p>人生の途中で聴力に不備をきたした方々の社会復帰をめざす。</p> <p>《事業内容》</p> <p>精神的リハビリ、なかまづくりを中心として、家族や友人も参加可の講習会を開催</p> <p>年 8 回、秋に開催</p>	
<p>具体的事業内容</p>	<p>5. 登録手話通訳者の資質向上</p>
<p>《本年度の目標》</p> <p>登録通訳者がよりの確な通訳活動を行えるよう資質の向上を目指し研修等を実施する。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①登録通訳者内部研修の実施</p> <p>②外部機関での通訳者現任研修等への参加支援</p> <p>③定期的に活動の振り返りを行う。</p> <p>④他の疾病・障害等も併せ持つ聴覚障害者への支援のため研修を実施し、また外部研修への積極的な参加を呼びかける。</p>	
<p>具体的事業内容</p>	<p>6. その他</p>
<p>《本年度の目標》</p> <p>①事業の円滑な運営のため、会議等を開催する。</p> <p>②相談員の資質向上のため、研修等に積極的に参加する。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①手話講習会運営委員会の開催。</p> <p>②手話講師・アシスタントのための学習会などを開催</p> <p>③利用者懇談会の開催</p> <p>④東村山市コミュニケーション支援事業連絡調整会議に参加</p>	

事業名	移送サービス事業
事業形態	独自事業
財源内訳 (人件費を除く)	市補助金、指定寄付金（一円貨募金） 4,010 千円
担当係	地域生活支援係
事業目的	<p>身体の障害により、自力で外出が困難な在宅の車いす利用者の自立支援と社会参加を図るため、ハンディキャブによる移送サービスを行う。</p> <p>移送サービス事業の利用対象者は上記の要件に加え、本会の会員世帯であることが条件</p>
具体的事業内容	1. 移送サービス調整・運行
<p>《本年度の目標》</p> <p>社協内部での検討を基に、市の高齢介護課、障害支援課、地域福祉推進課と協議を行い、事業の見直しを行う。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①訪問調査（登録手続き） ②運行調整（重複時間の調整等） ③実績管理・安全運行・車両管理 ④社協内外での事業見直し協議</p>	

事業名	車いす短期貸出事業
事業形態	独自事業
財源内訳	物品寄付
担当係	地域生活支援係
事業目的	<p>身体が不自由な方を対象に、車いすの短期(3か月)の貸出しを行う。また、福祉の啓発等のため、車いす体験などの行事・学校事業等にも貸出しを行う。</p>
具体的事業内容	1. 車いすの短期貸出し
<p>《本年度の目標》</p> <p>事業実施上の諸課題の検討を行う。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①緊急的に必要な車いすを、短期間貸出す（社協会員サービス）。 ②福祉の啓発等のための行事・学校事業等に貸出す。 ③老朽化した車いすについては廃棄する。</p>	

IV 貸付事業

事業名	生活福祉資金貸付事業
事業形態	東社協受託事業
財源内訳 (人件費を除く)	東社協受託金、市補助金 3,238千円
担当係	地域生活支援係
事業目的	所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に資金の貸付を行う。
具体的事業内容	1. 貸付相談
	<p>《本年度の目標》</p> <p>関係機関と連携・調整を図りながら、貸付相談に適切に対応する。</p> <p>特に相談件数の多い教育支援資金について、市生活福祉課相談第2係（母子福祉資金所管）との連携を強化する。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①貸付相談及び申請手続事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉資金（技能習得、出産・葬祭、住居の移転、緊急小口資金等） ・教育支援資金（高校、専修学校、短期大学、大学等に関する学費等） ・総合支援資金（失業者等の生活再建に関する費用） ・不動産担保型生活資金（高齢者世帯に対し不動産を担保にした生活費用の貸付） <p>②低所得者等に対する相談援助活動を行う民生委員への支援および制度の周知活動</p>
具体的事業内容	2. 償還相談
	<p>《本年度の目標》</p> <p>償還が滞らないような利用者への相談支援と適切な債権管理を行う。</p> <p>特に都外転居した行方不明者への対応について東社協を含めて検討をすすめる。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①償還相談及び救済制度等の申請手続事務</p> <p>②残額のお知らせ（年4回又は年2回発行）の発送事務及び督促家庭訪問や電話訪問</p> <p>③低所得者等に対する相談援助活動を行う民生委員への支援</p>

事業名	応急小口資金貸付事業
事業形態	独自事業
財源内訳 (人件費を除く)	一般会計からの繰入金 33 千円 ※貸付金の原資は応急小口資金貸付事業基金
担当係	地域生活支援係
事業目的	生活保護世帯に準じた低所得世帯が不測の事態により緊急かつ一時的な援護を必要とする理由が生じたとき、資金の貸付を行い、生活の安定を図ることを目的とする。
具体的事業内容	1. 応急小口資金貸付
	<p>《本年度の目標》</p> <p>関係機関と連携・調整を図りながら、適切な貸付業務、債権業務を行う。 市・生活福祉課との連携強化を図る。</p> <p>《事業内容》</p> <p>生計中心者であり、貸付金の償還が確実な低所得世帯の人に、15,000 円以内の必要額を貸し出す。</p> <p>①貸付業務 相談・決定・交付を速やかに行う。</p> <p>②償還業務 来所相談や電話訪問を行い償還が滞らないようにする。年 4 回督促状発行及び督促訪問を実施する。</p> <p>③運営委員会の開催 適正な事業運営を図るための運営委員会の開催</p>

V 施設の運営

事業名	東村山市福祉作業所
事業形態	指定管理者制度（平成23年4月1日から平成28年3月31日）
財源内訳 （人件費を除く）	市受託金（指定管理料）、授産事業収入、都の授産施設事務費 9,525千円
担当係	福祉作業所
事業目的	<p>高齢や障害により一般就労が困難な方を対象に、「働くことの生きがい」「それぞれの障害への理解と思いやり」「地域とのコミュニケーション（社会参加）」を基本にした福祉就労の場とし、各自の特性に合った作業種目を提供する。作業収入は利用者の就労状況に応じて配分する。</p> <p>高齢者のみならず、精神疾患を有する生活保護受給者の利用が年々増加傾向にあり、一人ひとりの抱える生活課題も複雑・多様化してきている。このことから、日常生活全体を支援するために職員の専門性を高めるとともに、地域関係機関との連携強化した支援を充実させる。</p> <p>《運営の柱》</p> <p>※高齢者やいろいろなハンディキャップを持つ人が、共に働き助け合える施設づくり</p> <p>※利用者の生活をトータルに支える「生活支援」に重点を置いた施設づくり</p> <p>※リサイクルの観点から地域に貢献できる施設づくり</p>
具体的事業内容	1. 福祉作業の提供
	<p>《本年度の目標》</p> <p>受託加工作業は作業工程を遵守し納期を守り、提携商社との信頼関係を築き、更なる作業種目の受注量増を目指す。売店なごやか文庫はリサイクルの観点に立ち、書籍等の寄贈物品を安価に提供する。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①受託加工作業（提携商社からの下請作業）</p> <p>②売店なごやか文庫の運営（書籍、CD等の寄贈物品販売）</p> <p>③自主製作品販売（帽子等の毛糸手編み製品）</p> <p>④東村山市自転車リサイクル事業（市の事業、自転車商組合と協働）</p>

具体的事業内容	2. 福祉作業収入の配分
<p>《本年度の目標》 年間を通じて、バランスのとれた適正な配分に努める。</p> <p>《事業内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ①作業賃配分（基本配分、評価点配分、交通費補助） ②行事等配分（行事経費、昼食代） ③授産活動推進に関わる必要経費（ガソリン代、販売物品仕入れ等） 	
具体的事業内容	3. 生活支援
<p>《本年度の目標》 個人面接の実施に心がけ、作業場面での問題や生活上の課題を把握し解決していく。</p> <p>《事業内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ①担当制による生活支援の実施（面接等の実施、関係機関との連携） ②保健、福祉、医療等の情報提供 ③ケース会議（利用者の状況や課題を共有化、一貫した支援体制の確立） 	
具体的事業内容	4. 健康維持支援（福利厚生）
<p>《本年度の目標》 外食に頼りがちな一人暮らしの方が半数以上利用していることから、障害者団体等の昼食サービスを利用し少しでも栄養の偏りを予防する。健康検査のデータを嘱託医に診断してもらい必要があれば医療に繋げていく</p> <p>《事業内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ①栄養バランスの摂れた昼食の提供 ②健康診査の提供（東京白十字病院/年1回） ③嘱託医検診（医師会から派遣/年2回） ④季節行事の提供 	
具体的事業内容	5. 管理運営
<p>《本年度の目標》 利用者の社会参加を基本に、地域に開かれた施設運営に努める。</p> <p>《事業内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ①入退所事務（就労相談を含む） ②利用者台帳の作成と管理 ③生活支援日報・月報の作成と管理 ④授産施設事務費の請求及び適切な授産会計処理 ⑤利用者懇談会の開催（利用者の声を反映させた施設運営） ⑥ボランティアの受け入れ ⑦実習生の受け入れ ⑧各種会議への参加 	

<p>⑨関係機関との連絡調整</p> <p>⑩職場内研修のシステム化</p> <p>⑪施設公開（施設を広く市民に提供する）</p> <p>⑫ホームページを活用した施設情報の提供</p> <p>《検討課題》</p> <p>①作業種目の開拓</p> <p>②施設の安全衛生に関すること</p> <p>③施設としての地域貢献に関すること</p> <p>④小グループ活動の活性化</p>

事業名	東村山市立社会福祉センターの管理運営
事業形態	指定管理者制度（平成23年4月1日から平成28年3月31日）
財源内訳 （人件費を除く）	市受託金（指定管理料） 14,795千円
担当係	福祉作業所
事業目的	社会福祉協議会の役割である、社会福祉の啓発、住民福祉の向上、地域福祉の推進を基本に、地域福祉活動の拠点となるべく、社会福祉センター利用者のニーズを把握し、誰もが快適に利用できる施設運営に努める。
具体的事業内容	1. 施設の維持管理
<p>《本年度の目標》</p> <p>利用者の快適性、安全性に配慮した施設の維持管理を行う。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①施設内外の巡視保安</p> <p>②設備機器の定例保守点検及び修繕</p> <p>③防火訓練の実施と防火設備等の点検整備</p> <p>④施設内外の清掃</p> <p>⑤業務委託契約事務</p> <p>⑥予算管理及び会計事務</p> <p>⑦エネルギー削減の推進</p> <p>⑧保安要員（シルバー人材）の配置</p>	
具体的事業内容	2. 集会施設の貸出し等
<p>《本年度の目標》</p> <p>集会施設利用団体は、利用登録カードによる管理を継続する。</p>	

《事業内容》

- ①集会施設利用に関わる受付
- ②利用料金の徴収と利用料金免除団体の承認
- ③集会施設利用に伴う準備及び現状復帰等
- ④印刷機、コピー機の利用提供
- ⑤事故・苦情処理の対応
- ⑥福祉情報の提供
- ⑦窓口業務員（非常勤）の配置

具体的事業内容

3. 東村山市への業務報告等

《本年度の目標》

「東村山市立社会福祉センターの管理運営に関する年度協定書」に基づき報告する。

《事業内容》

- ①月次報告
- ②年次報告
- ③事故及びトラブルについては随時報告
- ④東村山市指定管理者評価シートの提出

VI 法人運営

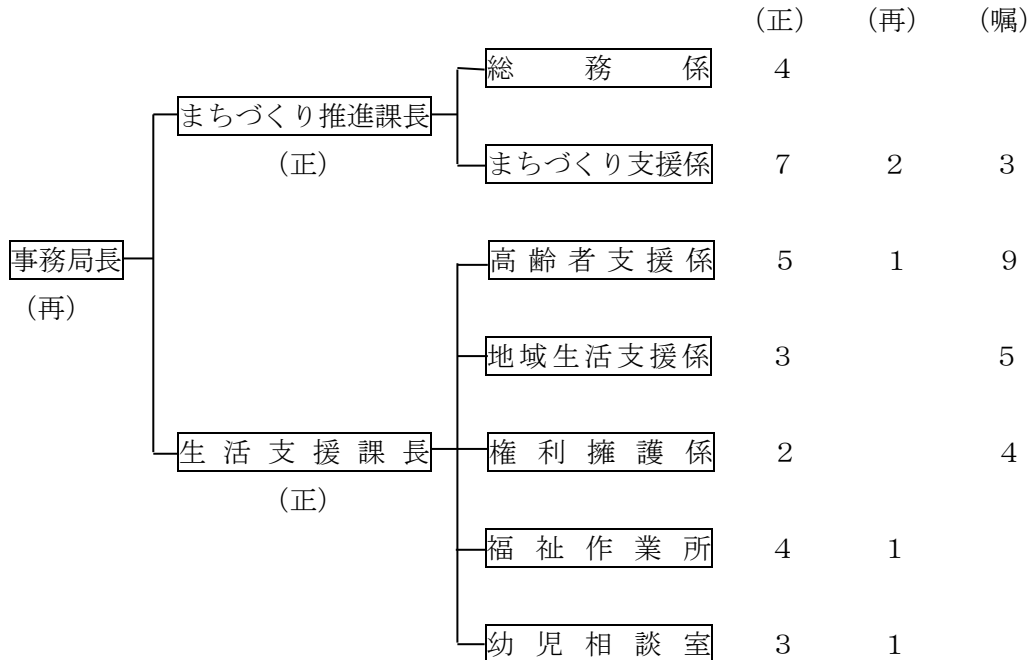
事業名	組織運営事業
事業形態	独自事業
財源内訳 (人件費を除く)	市補助金、会費、寄付金、事業収入、 その他(雑収入、利息収入、収益事業繰入金) 7,943千円
担当係	総務係
事業目的	各種法令や諸規程を遵守し、住民参加による法人組織として適切な運営を図る。また、各係間の調整や法人管理事務を行い、効果的で効率的な経営を行うように努める。
具体的事業内容	1. 理事会・評議員会・役員会の開催、監事監査の実施
	<p>《本年度の目標》</p> <p>理事・評議員への丁寧で分かりやすい情報提供に努める。また、役員間の情報交換と交流を図るため、理事・評議員研修を開催する。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①理事会(年4回)、評議員会(年4回)を開催する。</p> <p>②理事・評議員等の研修・交流事業を実施する。</p> <p>③上半期及び決算期に監事監査を行う。</p> <p>④毎月役員会を開催する(8月を除く年11回)。</p>
具体的事業内容	2. 部会・委員会の開催(発展計画関連事業)
	<p>《本年度の目標》</p> <p>部会活動の成果を、社協事業や市民活動へ生かすための取り組みを行う。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①女性・子ども部会、心身障害者(児)部会、高齢者部会を開催する。</p> <p>②組織財政検討委員会、福祉だより編集委員会を開催する。</p>
具体的事業内容	3. 会員制度の啓発、会員拡充(発展計画関連事業)
	<p>《本年度の目標》</p> <p>社協事業の理解を広めることで、会員拡充につなげていく。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①会員拡充に向けて、社協事業を分かりやすく説明した資料を作成する。また、会員へのサービスの強化について検討する。</p> <p>②社協大会を開催する。その他、行事・講座等の場を活用して会員制度を広報する。</p> <p>③会員向けサービスとして、限定グッズの配布や優待事業について検討・実施する。</p>

具体的事業内容	4. 運営体制の整備（発展計画関連事業）
<p>《本年度の目標》 研修体系に基づき、計画的に人材を育成する。係間の連携を強化し、組織の効果的・効率的な運営を図る。</p> <p>《事業内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> ①局会議、各種担当者会議、部門間の連携会議等を開催する。 ②外部研修や内部研修を活用し、計画的な人材育成に取り組む。 ③各事業の事例検討の場に、係を超えて参加できるような仕組みづくりを行う。 ④諸規程の見直しと整備を行う。新会計基準へ移行する。 ⑤個人情報保護、情報公開規程、苦情受付制度等について、職員及び市民へ周知する。 	
具体的事業内容	5. 自己財源の確保
<p>《本年度の目標》 社協事業への理解を広め、自己財源の確保に努める。</p> <p>《事業内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> ①自己財源の確保に向けた具体策を、組織・財政検討委員会で検討する。 ②社協への理解を広め、会員会費の確保に努める。 ③寄付金の使途や税控除等の情報を広報し、寄付金の確保に努める。 ④一円貨募金運動、赤い羽根共同募金運動、歳末たすけあい運動を実施する。街頭での募金運動を強化し、募金への理解をさらに広めていく。 ⑤福祉バザー、福祉だより広告掲載、福祉協力店での募金箱設置、基金の運用など自己財源の確保に努める。 ⑥収益事業として自動販売機を設置する。 	
具体的事業内容	6. 法人管理事務
<p>《本年度の目標》 各種の法令に則り、適切な法人管理事務を行う。</p> <p>《事業内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> ①人事・給与管理を行う。 ②福利厚生に関する事務を行う。産業医を配置し、職員の健康管理を行う。 ③事業計画、事業報告を作成する。 ④会計事務を行う。法人の資産を管理し、予算、補正予算、決算事務を行う。各係の会計担当者へ、新会計基準への移行に関する情報提供を行う。 ⑤契約事務を行う。契約内容の適切な履行に努める。 ⑥文書の収受、各種調査への対応、その他の事務を行う。 	

事業名	計画推進・調査・広報・連絡調整
事業形態	独自事業
財源内訳 (人件費を除く)	市補助金、会費、寄付金、募金配分金 6,800千円
担当係	総務係
事業目的	<p>住民や関係諸機関と協働して、第4次地域福祉活動計画を着実に推進することで、地域福祉の推進を図る。</p> <p>住民による福祉への理解と活動への参加を広めるため、多様な媒体を通じた広報活動を行う。また、地域福祉の中核団体としての役割を果たすため、関係機関のネットワークづくりとネットワーク運営への支援を行う。</p> <p>実習生を受け入れ人材の育成を図ることで、社会福祉専門機関としての役割を果たす。</p>
具体的事業内容	1. 地域福祉活動計画の推進（発展計画関連事業）
	<p>《本年度の目標》</p> <p>3年目となる第4次地域福祉活動計画の内容を市民へ周知すると同時に、地区活動計画づくりを進めていく。平成27年度に予定している中間報告に向けた準備を行う。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①地域福祉活動計画推進委員会を開催する（年4回）。</p> <p>②推進委員会は計画の進捗状況をチェックし、計画全体の進行管理及び評価を行うとともに、計画推進への助言を行う。</p> <p>③福祉だよりやフェイスブック等を活用し、活動計画の広報に努める。</p> <p>④中間報告会の開催に向けた準備を行う。</p>
具体的事業内容	2. 第4次社協発展・強化計画の推進（発展計画関連事業）
	<p>《本年度の目標》</p> <p>実施計画を検証すると同時に計画の進行管理を行い、計画の着実な実行を図る。また、市と社協の役割分担を明確にすることで、東村山市の地域福祉を推進する中核団体としての役割を果たせるよう、運営基盤を強化する。</p> <p>《事業内容》</p> <p>①第4次社協発展・強化計画推進プロジェクト会議を開催し、計画の進行管理を行う。</p> <p>②国の施策の動向や社会状況の変化に対応できるように、中・長期的な経営方針を検討する。</p> <p>③市・社協総合調整会議を開催し、時代の変化に対応したパートナーシップの確立を図り、効果的に地域福祉を推進するための体制づくりを行う。</p>

<p>具体的事業内容</p>	<p>3. 広報（発展計画関連事業）・連絡調整</p>
<p>《本年度の目標》</p> <p>多様な広報媒体を活用し、福祉や住民活動に関する情報の収集と発信を行う。社協事業や福祉活動への理解を広めるために、分かりやすい情報の提供に努める。</p> <p>《事業内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 広報・啓発活動に、組織全体で計画的に取り組む。 ② イメージキャラクターを活用し、子供から大人まで、社協を親しみやすい存在として感じてもらえるように広報する。 ③ 福祉だよりをカラー化して発行する（年5回）。7月号を増刊号とし、読みやすく分かりやすい内容に充実させる。 ④ ホームページ、フェイスブックを活用して情報を発信する。また、掲示板の整備・管理を行う。 ⑤ 社協事業の理解を深めるため、出前講座を実施する。 ⑥ 福祉協力店事業の充実を図る。 ⑦ 東村山市高齢者福祉施設連絡会の事務局を担う。 	
<p>具体的事業内容</p>	<p>4. 実習受入</p>
<p>《本年度の目標》</p> <p>社会福祉士を目指す学生を実習生として受け入れ、専門職の育成に寄与する。質の高い実習機関となるよう、実習プログラムの充実を図る。</p> <p>《事業内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 社会福祉士養成課程の相談援助実習機関として、実習生を受け入れる。 ② 引き続き、実習指導者を計画的に養成する。 	

東村山市社会福祉協議会組織及び職員数（平成26年4月1日現在）



【職員合計（非常勤職員を除く）】

(正) ; 正規職員（課長2名含む）	31名
(再) ; 再雇用職員（局長1名含む）	6名
(嘱) ; 嘱託職員	21名